

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成23年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金43万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年2月27日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年12月26日

金融庁長官 畑中龍太郎

## (別 紙)

### 1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 1 4 号に該当

被審人は、ジャスダック証券取引所（当時）に上場されていたトラベラー株式会社（当時）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 8 月 3 日午前 8 時 59 分ころから同月 17 日午後 1 時 48 分ころまでの間、6 取引日にわたり、東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号所在の株式会社ジャスダック証券取引所（平成 22 年 4 月 1 日合併により解散）において、B 証券株式会社及び C 証券株式会社を介し、高指値で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、別表「買付株数」欄記載の同株式合計 7 万 3 0 0 0 株の買付け及び同表「売付株数」欄記載の同株式合計 1 万 7 0 0 0 株の売付けを行い、同株式の株価を 118 円から 169 円まで引き上げるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

### 2 法令の適用

金融商品取引法 174 条の 2 第 1 項、159 条 2 項 1 号、174 条の 2 第 1 3 項、金融商品取引法施行令 33 条の 1 4 第 5 項、7 項、金融商品取引法 130 条、176 条 2 項

### 3 課徴金の計算の基礎

(1) 金融商品取引法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、

17,000 株であり、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、

73,000 株である

ことから、

当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（17,000 株）に係るものについて、

自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(154 円×1,000 株+155 円×2,000 株+156 円×2,000 株+167 円×7,000 株+169 円×5,000 株)

－ (145 円×3,000 株+153 円×3,000 株+155 円×1,000 株+160 円×10,000 株)

= 141,000 円

及び

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（73,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（17,000株）を超えていることから、

当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（158円）に当該超える数量56,000株（73,000株－17,000株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（158円×56,000株）

－（125円×1,000株＋130円×1,000株＋134円×4,000株＋135円×3,000株  
＋136円×1,000株＋138円×2,000株＋139円×3,000株＋140円×5,000株  
＋141円×1,000株＋146円×1,000株＋153円×5,000株＋154円×3,000株  
＋155円×2,000株＋156円×2,000株＋167円×7,000株  
＋168円×10,000株＋169円×5,000株）

＝ 293,000円

の合計額434,000円となる。

(2) 金融商品取引法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

## 別表

(単位：株)

約定年月日	買付株数			売付株数		
	B証券	C証券	小計	B証券	C証券	小計
H21.8.3(月)	7,000	10,000	17,000	0	0	0
H21.8.4(火)	5,000	7,000	12,000	7,000	0	7,000
H21.8.5(水)	0	15,000	15,000	5,000	0	5,000
H21.8.13(木)	2,000	2,000	4,000	0	0	0
H21.8.14(金)	9,000	4,000	13,000	0	0	0
H21.8.17(月)	2,000	10,000	12,000	5,000	0	5,000
合計	25,000	48,000	73,000	17,000	0	17,000